

# 令和8年度 横手市園芸作物規模拡大強化事業

## ～ 事業活用のご案内 ～

産地としての地位の確立に寄与することを目的に、園芸作物の生産規模拡大を図る農業者の皆さんを支援します。

申込み受付開始！一次募集は、**5月8日(金)**まで！

### 【対象者・要件】

- 市内で対象作物※を生産・販売する農業者及び農業法人  
※ 戦略作物（水稻及び大豆等は対象外）
- 規模の拡大（又は新規作付け）により、販売額が補助金額の0.8倍以上※の増加が見込まれること。 ※ 新規就農者の場合は0.3倍以上  
（例）税抜事業費90万円（市補助金額30万円）の場合、24万円以上の販売額増加
- 市税等に滞納がないこと。
- 補助金の対象経費の合計が10万円以上であること。

### 【補助率】

- 税抜事業費の1／3以内  
（1経営体当たりの補助金上限額300万円※・補助金額は千円未満切り捨て）  
※ただし、予算を超えた申込みがあった場合は、上限額 100万円

### 【対象資機材】

- 機械…税抜き5万円以上の機材（例：管理機・防除機・収穫機等）  
※ 汎用性のある機械は対象外。但し新規就農者については要相談。
- 施設…生産に必要な施設（例：パイプハウス・雨よけハウス等）  
※ 格納庫・出荷調製用施設・休憩所等、生産に供しない施設は対象外。
- 資材及び種苗等…3年以上使用できるもの（例：支柱・高温遮熱資材・種苗）  
※ マルチ・堆肥・1年程度の使用に供するものは対象外。

### 【申込方法】

- 農業振興課又は各地域局地域課産業建設係に備付の実施計画書（申込書）を下記担当まで提出ください。

### 【留意点】

- 原則、国・県事業を活用できなかったものが対象となります。
- 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる単純更新）は対象になりません。
- 事業実施計画書の提出前に既に契約や納品を行っている場合は補助対象になりません。
- 事業計画承認後、見積合わせ（三者見積り）を行う必要があります。
- 予算を超える申し込みとなった場合は募集を停止する場合があります。

<問い合わせ先>

担当：作物振興係 TEL 32-2113